

防人計第20287号

令和2年12月21日

防人計第8486号

令和3年5月12日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

人事教育局長
(公印省略)

隊員の休暇の運用について等の一部改正に伴う留意点について（通知）

今般、隊員の休暇の運用について（人1第468号。61. 1. 31）別紙様式、隊員の休暇簿について（人1第2730号。61. 5. 21）別紙第1から別紙第6まで、職員の育児休業等の運用について（人1第1841号。4. 3. 27）別紙第1から別紙第5まで、隊員の勤務時間の運用について（人1第2476号。4. 4. 21）別紙様式第2から別紙様式第8の2まで、早出遅出勤務等の運用について（人1第6311号。18. 6. 30）別紙様式第1から別紙様式第12まで、職員の自己啓発等休業の運用について（人制第7218号。19. 7. 31）別紙様式、防衛省に勤務する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する様式について（人制第8595号。19. 9. 1）別紙様式第1から別紙様式8まで、育児又は介護を行う自衛官以外の隊員の超過勤務の制限等の運用について（人計第7987号。22. 6. 21）別紙様式第1から別紙様式第4まで、職員の配偶者同行休業の運用について（防人計第1860号。26. 2. 21）別紙様式、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第2条第8項から第16項まで及び第24項、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第9条第3項から第8項まで及び第11項並びに防衛省に勤務する一般職の職員の勤務時間に関する訓令第5条の規定に基づく勤務時間の割振り

又は日課の定め基準等について（防人計第7204号。28.3.31）別紙様式第2から別紙様式第11の2までについて、押印欄を廃止又は「確認等」とする改正を行ったところ、本改正に伴う隊員の勤務時間及び休暇等の手続きに当たっては、下記の事項に留意し、遺漏なきよう措置されたい。

記

1 書面・押印・対面による手続きの見直しについて

(1) 具体的な方法の例

勤務時間、休暇等に係る手続きについては、押印を不要とした上で、各機関等内のイントラネットにおける電子メールの送受信や、各機関等の共通の保存場所（共有フォルダ等。以下同じ。）の活用、電話での本人確認等の組み合わせ等、各機関等の実情に即した方法により書面・押印・対面手続きを見直すものとする。

なお、隊員各人の休暇簿等の各様式の電子データについて共有フォルダ等に保管する場合には、フォルダ毎にパスワードを設定するなど、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 休暇簿等の「確認等」欄への記入方法

書面によらない手続きの場合、休暇簿等の「確認等」欄については、当該確認を行う者の姓を記入するものとする。

2 直ちに書面・対面による手続きの見直しが困難な場合の書面手続き

個々の職員に端末が整備されていない等、電子メール等の利用環境が不十分である場合には、当面の間は書面による手続きを継続することとして差し支えないが、休暇簿等の「確認等」欄については、当該確認を行う者の姓又は当該確認を行う者が確認したことが分かる旨を自筆により記入することとし、書面への押印は行わないものとする。ただし、自筆での記入により、業務量が増加すると認められる場合には、押印・書面提出等の制度・慣行の見直しにおける業務の効率化の観点で踏まえた当面の措置について（防官企第8479号。令和3年5月11日）を踏まえ、当該自筆による記入に代え、押印を継続することを認める。

なお、休暇又は休業中の職員で、書面による手続きとする場合であっても、原則として郵送とし、必要に応じて電話等で本人確認を行うことにより、対面での手続きは求めないものとする。